

年金記録改ざんは保険料滞納と 従業員への変更非通知に起因している

（『週刊ダイヤモンド』データフォーカス欄、2009年3月7日号）

昨年8月19日、年金記録改ざんへの社保庁職員の関与を元職員の尾崎孝雄氏が実名で証言した。その後、社保庁の責任を厳しく追及する声がテレビや新聞などで一段と高まっている。

社保庁は、改ざんのおそれがある記録（約6万9000件）をオンラインデータから抽出し、該当した厚生年金受給者のうち戸別訪問を実施した2,524件について次のような中間的な整理状況を昨年12月4日に公表した。

- ① 給与額が6ヶ月以上遡って大幅に引き下げられ、かつ引き下げ直後に厚生年金脱退手続きがとられた人は事業主（44%）や役員（23%）が異常に多く、従業員は31%にとどまっている（図1）。
- ② 年金記録が事実と異なると回答したのは1,408件（56%）である。
- ③ さらに、事実と異なる記録の訂正を申し出たのは全体として685件（49%）にとどまっている。とくに事業主の場合、訂正意思がある人は38%にすぎない（図2）。

マスコミの報道（社保庁職員主犯説）どおりであれば、事実と異なる記録は訂正してほしいとほぼ全員が願うはずである。それなのに、なぜ半数しか記録訂正を願わないのか。

改ざんの背景には経営難に直面し、年金保険料を滞納した零細事業主の存在がある。天引きした年金保険料を事業の運転資金に充てた例も少なくないだろう。また滞納処分により銀行預金等を差し押さえられると、銀行取引の停止や従業員の解雇さらには倒産に追いこまれるおそれもある。保険料倒産を避けるため、事業主や家族役員・家族従業員が確信犯的に給与の減額変更届を過去に遡って提出した可能性が高い。

他方、事業主性善説に基づく年金事務処理体制にも問題がある。すなわち給与の改定届が事業主から社保庁に提出された場合、その確認通知は事業主に送付され、社保庁から従業員本人へ直接通知するしくみとはなっていない。事業主が従業員に無断で給与を改ざんし、当局に届け出た場合、社保庁が送付した確認通知は従業員本人に渡らず、改ざんは本人が知らないままになっていたおそれが強い。

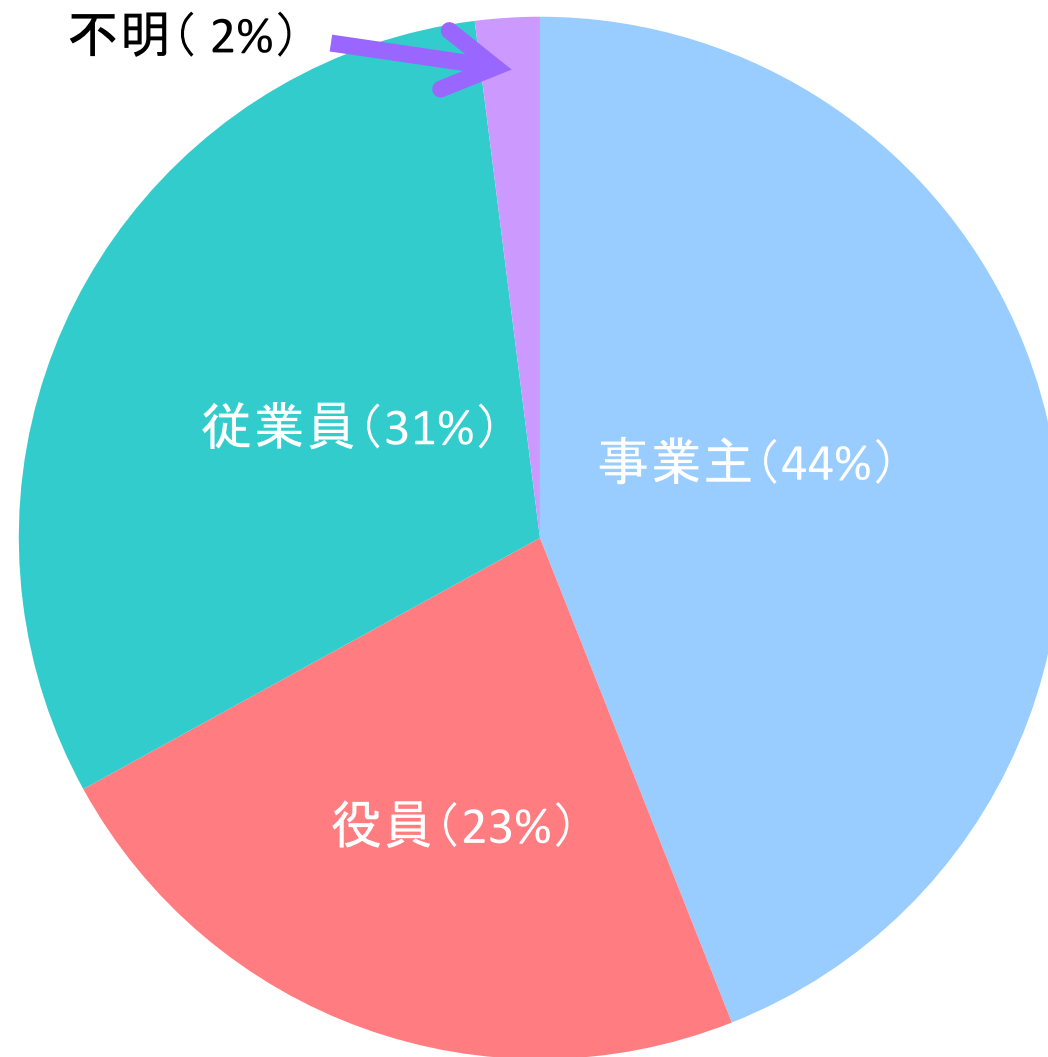


図1 給与が改ざんされたおそれのある年金受給者の分布

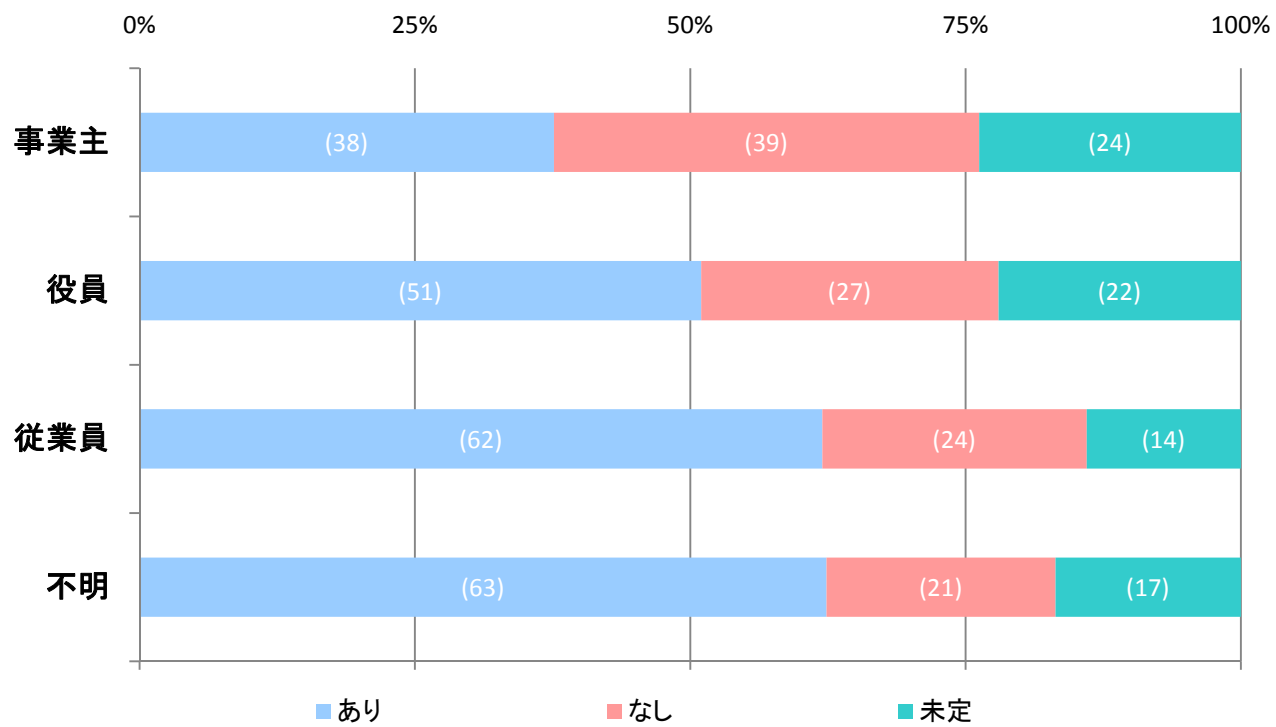


図2 記録訂正意思の有無